

## 出羽国久保田佐竹家 中小貫家文書目録解題

### 文書の伝来と特色

本文書は、昭和二十五年に原藏者の秋田県秋田市手形新町四番地故小貫太郎氏から当館が直接に譲渡を受けたものである。なお文書の伝来

現当主は長男瑞夫氏（東京都中野区白鷺二丁目一三番白鷺ハイム一六〇五号）である。

### 文書の性格と特色

小貫家は秋田藩（出羽国久保田佐竹家二〇万五八八石）の家中であり、本目録に収録した他の武茂家文書・岡本家文書とともに数少ない秋田藩家臣史料の一つである。総量八一九点多いとはいえず、時期的にも宝暦以降なかつく天保期以降明治期に至るものであるが、小貫家が任ぜられた各役職勤役中において作成・授受・記録した多方面にわたる史料を含んでいるところに大きな特色がある。ことに院内银山・阿仁銅山や土崎湊役所などに詰合中の鉱山支配や流通統制の史料、藩政末期に任ぜられた郡奉行ないしその下役としての史料などは比較的纏っており、秋田藩藩政史のみならず、近世の鉱山・流通等の研究にとっても有用な史料といえよう。

なお史料館には秋田郡大葛山おおくそ支配人荒谷家文書（『史料館所蔵史料目録』第十八集収録）が所蔵されており、荒谷が大葛金山以外にも院内银山など多くの鉱山を請山していることから、本文書と併せて利用されることによって秋田鉱山史の理解が深められることを指摘しておきたい。

### 秋田藩と小貫家の概略

## 秋田藩の概要

秋田藩の成立は関が原戦後の慶長七年に常陸・陸奥・下野三か国で五四十石余を領有した水戸城主佐竹義宣が、出羽国秋田(河辺・秋田・杵山)・仙北(雄勝・平鹿・山本)六郡に封ぜられた時に始まる。この国替の原因は義宣が関が原戦に中立的立場を保つたためといわれている。徳川家康の義宣宛知行朱印状には石高が明示されておらず、六郡高二十万石、慶長十一年に加増された下野国河内・都賀郡内五八一八石、都合二〇万五八一八石の判物を初めて交付されたのは二代義隆の時寛文四年四月であった。

旧領主秋田氏の故城土崎の湊城に入った義宣は、一部の家臣を地方に分散駐屯させ、翌年久保田神明山に築城をし、九年新城に移った。国替の前後に常陸の一門・宿老・旗本らが家族・家来を従えて下り、因縁の深い寺社・商人・手工業者も移住してきた。本目録の三家も佐竹氏の秋田遷封に伴い常陸から移ってきた佐竹家家中である。うち小貫家は仙北郡六郷に移住したがのち久保田へ遷ったのであり、寛永初期までに整備された北東手形地域の外曲輪に居住した。

義宣は城下町建設のほか、領内総検地、院内銀山・阿仁銅山等の鉱山開発や、家臣団編成に意を用い、藩の基礎を築いた。藩では所領の一部を家臣らに知行地として分け与え、その支配権を認めるとともに、軍役を分担させた。知行地を持つ者を地頭といい、地方知行形態は幕末まで維持された。藩は国替による減祿を補うために新田開発を進め、指紙を得て開いた新田を知行地に加えることを認めたが、指紙開は給地(地頭知行地)を増加させたものの、蔵分(直轄地)の増加には繋がらなかった。秋田藩の場合、知行地は恩給地だけでなく、開発地主としての伝統的私有地の傾向をもっていた。そこで寛文期ごろから指紙開を停止し、新田開発のうち三分の二を蔵分として召し上げ、三分の一を辛勞免として給付する注進開に変え、地頭の地方支配への介入を弱める必要から、知行地の割替を行って藩権力の農村への滲透をはかったが、給人知行地の性格もあってついに地方知行に終始した。

新領地に知行制度を確立するための検地は慶長八年から実施され、これを先竿といったが、同十八年の中竿、正保三年から慶安元年にかけての後竿によって、増加した家臣団への知行割付を行い、新田村を把握し、村切支配を徹底させた。そして後竿以後いわゆる寄郷制が整備されていく。

秋田藩の農民負担はまず物成(米)である。後竿以後になると租率の異なる田を六ッ成高に置きかえた「当高」を採用し、これをもって知

行配分を行った。ほかに人足・伝馬・ぬか・わら・草・口米・山川野役等があったが、これら諸役は口米を除いて慶安四年小役銀として銀納に改められた。蔵分にかかる詰夫・代官人足、給分の江戸夫などの夫役も元禄十四年米納（五斗米、高一〇石に五斗）に改められ、秋田藩の年貢形態は確立した（『秋田県史』第二・三卷、『新編物語藩史』秋田藩）。

#### 秋田藩の鉱山

藩財政を支えたものに米とやらんで金銀山と材木があった。本文書には鉱山支配に関する史料が纏ってあり特色の一つとなっているので、若干の解説を加えておこう。

佐竹氏の入部以来、金銀山の開発が急速に進み、杉沢・松木内・早口・大葛の金山、院内・荒川・島・増田・新城・八森などの銀山が開坑した。その中で最も著名なものが院内銀山で、慶長十一年に発見、翌年操業を開始したが、佐渡につき石見・生野と比肩した大銀山であった。

秋田領内鉱山は秋田藩が領有するもので、代理者として直接支配に当たった山奉行は、御蔵方・十分一以下の役人と、経営者である山師と金名子・大工・掘子などの労務者を従属せしめた。慶長十四年、十七・十九年の山奉行の「梅津政景日記」（東京大学史料編纂所編『大日本古記録』）は、「院内銀山記」や「鉱山至宝要録」とともに秋田藩初期の鉱山研究にとって得難い史料である（本文書「院内銀山記」〔二四〕参照。〔 〕内は史料番号、以下同）。

院内銀山の盛時は慶長期で一日一〇〇〇枚（四三貫目）の銀が出たと伝えるが正確なことは判らない。金銀山は天下のものであり、諸役・運上は幕府に納め、幕府は翌年それを返還するのが慣例であるが、慶長盛時には三〇〇貫に及んだとされ、衰退期の元和・寛永期ですら例年一〇〇貫以上の運上銀がみられる。鉱山領有の目的である鉱山・鉱山町より獲得する収入は、運上諸役、御払米鉛の専売利潤、金山では初期から銀山では中期から実施された両替収益である。専売利潤は幕府運上銀の対象外であり、幕府還付運上銀と合わせた銀山収益は大いに藩財政を潤した。藩は極印銀を領内に通用させ、銀小判・金銀錢を鑄造して領外支払にあて、金銀ならびに金銀製器物を本丸蔵に貯えるなど藩庫は豊かであった。

院内銀山等からの幕府上納は慶長十九年春梅津政景が使者となり駿府に至ったことが最初のもので、十八年度の運上諸役二六三貫四三一匁

一分のうち二〇〇貫、金山の方は一〇〇枚に二枚を加えて實際の献納にあてた（銀は山目、京目は一割二分出）。

寛永以後の銀山稼行は大体において不振となり、寛文期以降は更に衰退した。宝永以後は院内分一貫四〇〇匁・畠分二二〇匁の定高運上となったが（享保十五年佐竹右京大夫納一貫五〇〇匁余―二〇匁端數切捨入「大河内家記録」V）、延享二年畠銀山は出銀皆無の理由で明年より運上を中止し、院内分のみとなった。かくして延享四年以後は院内分としての秋田灰吹銀一貫四〇〇匁（京目一貫五七〇匁余）が幕末まで、幕府の蓮池金蔵収納項目の一となっていた（「吹塵録」「水野家文書」「誠齋雜記」）。運上が定高になると藩への返付は行われず、出銀から運上差上分の残銀が幕府買上となった。

享保十年院内銀山は請山となり、その後直山、請山を繰返した。安永二年大葛金山の山師荒谷忠右衛門・阿仁銅山の山師石田久太郎が山師明石儀左衛門とともに院内の稼行を命ぜられ、久太郎が翌年阿仁に帰り、儀左衛門は病死したが、直山九か年に金一〇四〇両余を藩に収めたという。天明元年秋齋藤東五郎らの請山となり、翌年富沢善兵衛が直山支配人となったが山勢は振わなかった。天明六年十月藩の懇望により、荒谷和三郎は親忠右衛門に代わって大葛より院内に赴き、寛政元年十月支配を辞するまでかなりの成功をみた。安永三々天明元年八月、同六年十月々寛政元年七月の荒谷氏支配人時代の産銀は年平均五〇貫目を超すのである。

文化十年三月支配人成田新五郎に命じ金銀吹分所を創設、四月から佐渡から来た中川左兵衛が出銀より金を析出する吹分を開始し、有利な結果を得た。同十二年灰吹金一貫二〇〇匁・灰吹銀三五貫二一〇匁、十三年灰吹金一貫三〇〇匁・灰吹銀三七貫三一二匁、同十四年八月より直山となり、文政元年十二月まで一七か月間に灰吹金二貫四四〇匁余・灰吹銀九一貫一三〇匁七分を産した。別表は小貫家文書の各史料から判明した院内銀山出金銀高を一覧したものであるが、文政六年と天保四年にそれ以前よりの急激な増大が認められる。文政六年正月格別盛山になったので、山神祭礼に米八石を与え、同十一年二月には二五樋目に良鋳が出て一日に銀三貫五〇〇目余を産したので、山神に家紋付幕一重を奉納、藩主義教筆の歌を寄進し、十三年正月に山神堂を再建した。天保八年五月には一日産銀平均四貫目となり、義厚下国の時支配人・手代・金名子らに酒を与えて祝った。このように天保四年以来毎年一〇〇〇貫目以上の産銀があり、同十年・十三年と支配人より金名子までと役人に金子を賞与した。文政十二年六月には支配人山崎権六、天保十五年二月には同じく村木六郎兵衛に生涯三人扶持を与えて賞した。天

院内銀山出金銀高（文化14年8月直山以来）

年 代	出 銀 高	正出銀江戸上納	正 出 金
	貫 匁	貫 匁	貫 匁
文化14.8—文政元	91,139.7		2,440.8
文 政 2	98,930		2,479.4
3	71,169.2		1,866.6
4	91,277.8		3,248.3
5	89,778.8		3,372.5
6	231,027.9		9,209.3
7	378,711.4		15,330.42
8	302,519.2		12,141
9	304,164		10,237.7
10	399,770		16,780.2
11	529,489.6		19,391.4
12	521,264.8		18,861.4
天 保 元	467,877.2		14,903.8
2	381,892.6		12,477.7
3	388,600.8	354,624.4	12,624.4
4	1,178,390.7	1,072,311.4	41,140.3
5	1,299,404.1	1,164,934.1	41,627.7
6	1,345,424.6	1,223,371.6	38,637.6
7	1,091,237.9	996,074.6	32,846
8	1,167,301	1,071,152.5	34,068.5
9	1,438,150	1,314,853.5	42,625.6
10	1,149,796.7		
11	1,278,520		
12	1,127,559.8	1,025,773	41,324.7*
13	1,007,690	914,236.8	39,734 **
14	1,169,975		
弘 化 元	766,611		
2	503,510		30,870
3	573,310		
4	756,679		
嘉 永 元	532,040		

(注) \* 仕屑仕上出金 112 匁を含む。 \*\*同 107 匁を含む。

小買家文書各年の「院内銀山金銀御仕上御徳用仕訳帳」〔31〕ほか, 「金銀吹分御徳用控」〔37〕, 「天保三辰ノ同九戌年迄出金銀高御仕上并御米弘高書上」〔41〕, 「天保四巳年ノ弘化三年迄十四ヶ年出銀纏」〔350〕などによる。

保十一年十二月灰吹銀双替の増加を藩より申請し、一か年灰吹銀一〇〇〇貫目以上を江戸銀座へ納めたならば、上銀一貫目につき丁銀（保字銀）二貫六〇〇目の他に二五〇目の手当銀を支給し、一〇〇〇貫目以下の時は手当銀なしとした。このように天保四年以来の産銀は一〇〇〇貫を突破し、弘化以降やや減じたが、その盛況は石見・生野を凌駕し、天保年間の佐渡金銀山江戸上納高（年平均銀二一〇貫目余・金一三貫目余）をも上回るものであった（『佐渡年代記』、樋三郎『佐渡金銀山史話』）。天保六年五月花降銀三貫匁・金九〇匁を山神宮に奉献した（以上、小葉田淳『日本鉱山史の研究』）。

出金銀高の増大の原因は良鋳脈の発見、排水の進歩が考えられるが、出金高は後述のように新しい金銀吹分精錬法の導入によるところが大きい。すなわち金混入銀（鑊銀）から鉛を媒介として金を絞る、さらに吹捨鑊吹（仕屑方出銀）などを取入れ、またこれまでの上納銀二二双半替を灰吹銀二四双替にすることにより、これまでの上納銀より多少量目が減少（減銀）しても、公儀買上値段の上昇による徳用の増加があり、出金高はそのまま利益となるために藩財政への寄与は極めて大きかったのである。

阿仁銅山ははじめ金銀山として開け、寛文十年小沢山が銅山として開発され、遅れて真木沢・三枚・一ノ又・二ノ又・萱草（ほかに向山）などの開発された諸山も開発時から商人の請山であった。しかし元禄九年と同十五年以降は、明和二三年の請山仕法期間を除いて幕末まで藩営の直山となった。荒銅の年間産量は一七世紀末七〇〜一五〇万斤、藩営初期一四〇万斤、宝永五年三六〇万斤を最盛期とし、以後一時的立ち直りを除いて四〇〜一〇〇万斤を上下していた。阿仁銅山は長崎御用銅生産に重要な位置を占め、銅生産・鑄銭・殖産興業としての銀加工業などを通じて、秋田藩財政と深い結びつきをもっていた。出銅の減少・廻銅定数の強制・低廉な買上値段は銅山を衰退させ、そのため藩は幕府から廻銅代銀前渡と拝借銀を引き出させた。安永二年石見銀山山師吉田理兵衛と、平賀源内を秋田に迎え、銅精錬過程で銀を分離する銀絞法の伝授を受け、さらに南蛮流銀絞法が大坂銅吹屋大坂屋により移入され、後年実効をあらわすに至った（『秋田県史』二・三巻、『新編物語藩史』）。

### 小貫家の系譜と知行

小貫氏は秀郷流藤原氏を称し、秀郷の末子千常ついで公脩（文脩）、公通に至って陸奥磐瀬郡に住して磐瀬大夫を称し、のち常陸に遷り那珂郡に住した（文脩までは小山氏の系図に拠ったものか）。公通の曾孫通長に至って佐竹昌義に属し、その嫡孫通経が小貫郷に住したため子孫は小貫を称するようになったという。通経の子孫通定の二子新九郎某（日涉齋）は兄頼重の嗣子となり、その長子元勝（または頼勝）が小貫宗家（宇右衛門のち佐渡の家、廻座）の祖となった。

その弟俊茂は父頼重の隠居跡を継いで二男家（金治家）を起し、俊茂の子頼章の実二男甚七某（近江守）が頼章家跡を相続した。甚七某の子政緒は慶長七年佐竹義重（義宣の父）の秋田遷封に随従して仙北郡六郷に住したが、のち久保田へ移った。この家が本目録の小貫家である。小貫家の知行については「慶長九・十知行人扶持人覚」と「寛永四年窪田配分帳」（『秋田県史資料』近世編上）には記載がない。以後の分限

帳類（秋田県立秋田図書館所蔵）によると、正徳四年小貫治右衛門（頼臣）一〇〇石、元文四年同人九九石余、宝暦十二年小貫治兵衛（頼紀）九四石四斗一升（小貫瑞夫氏所蔵「御判紙」）、文化二年丈右衛門（頼助）八六石四斗八升七合（同館所蔵「藤原姓小貫氏分流系図」）、文政八年多仲（頼繩）八六石四斗九升一合、同十三年同人八六石八斗七升四合、嘉永年中東馬（頼誠）八六石四斗八升六合、慶応元年同人八六石五斗五升七合となっている。初期は一〇〇石、文化期からは八六石余の知行高とみてよいが、高の変動は借上に伴う指上高と起返などによるものである。

小貫家知行所は宝暦十三年において上表のとおりであるが、検地減や道・堤・関下代知によって村附の変動があった。宝暦二年仙北郡横堀村の高の一部が山本郡外岡村に変えられ、明和三年に仙北郡今泉村の高の一部が仙北郡下淀川村に移されているなどである。なお文久三年平鹿郡海蔵院村八左衛門辛勞免高四石七斗九升三合（海蔵院村三石七斗八合・住吉荒田目村一石八升五合）が平鹿郡沼館村塩田団平に、慶応四年角館町富屋久右衛門辛勞免高五石（山本郡上岩川村）が河辺郡松崎村柴田伝兵衛に、それぞれ渡されていたが、明治二年九月には塩田団平・富屋久右衛門・柴田伝兵衛および河辺郡松淵村大山作右衛門辛勞免とともに合計二五石五斗四升六合（海蔵院村八石五升四合・住吉荒田目村二石七斗九升二合・松淵村六石・豊成村一石七斗・上岩川村五石）が小貫東馬へ知行渡となっている（小貫瑞夫氏所蔵文書）。このほか本文書から秋田郡濁川村岩城村・河辺郡寒川村などいくつかの村にも給地があったように見受けられるが、給地の移動や辛勞免の取得によるものと思われ、明治期の同家の土地所有はこれらが母体となったと想像される。

小貫治兵衛知行所（宝暦12年）

石	35.29
仙北郡今泉村	3.663
藤木村	5.535
雲然村	17.637
板見内村	18.14
横堀村	3.633
雄勝郡金屋村	1.747
平鹿郡馬鞍村	5.67
秋田郡道川村	3.095
山本郡外岡村	
合 計	94.41

（注）小貫瑞夫氏所蔵「御判紙」による。

本文書は天保以前の史料が少ないので不明であるが、天保以降の小貫東馬（頼誠）の役職は以下のように推測される。

### 小貫家の役職

天保九年に東馬は院内銀山の詰合役となり（山奉行下役か）、九・十年は畠銀山も管轄した。院内は弘化二年ごろまで集中的に関与したが、最終的には安政二、三年までの史料がある。弘化三年以降勘定方もしくは財用方役人を勤めたと思われるが、嘉永六・七年土崎湊役所に詰合っている。安政二・四年には阿仁銅山を管轄したが、以後同六年ごろから郡奉行下役（代官か）を勤めたようである。文久三年・四年三月ごろは軍事方係を勤め、続いて仙北郡の郡奉行に任じ、慶応三年山本郡（奥河辺を含む）の郡奉行に転じた。なお役職の詳細は文書

の配列と概要の項目を参照されたい。

以上秋田藩の概要等は小貫家に関係深い事項についてのみ略述したが、その他については各項目の説明や他の二家文書目録解題、および『秋田県史』二～四巻、『新編物語藩史』の「秋田藩」等を参考にされたい。また後掲「佐竹氏歴代藩主系譜」参照。

## 文書の配列と概要

### 分類・配列の方針

本文書の量はそれほど多くないものの、秋田藩政の多方面にわたる史料を含んでいるため、史料の性格・内容によって七つの大項目を立て、その下に中・小項目を置いて分類・配列をした。ほんらい、小貫家の歴任した役職名を分類項目として立て、それぞれの任期中に作成・授受・記録した文書類を配列する役職別分類が望ましいと思えるが、既述のように歴任役職名を殆んど知ることができないことから、史料の内容に応じてこのように配列をした。ただし『鉾山支配』の史料はほぼ鉾山詰合役中のもの、『郷村支配』はほぼ郡奉行ないし下勤務務中のものを中心に据えるなど、役職別分類を若干考慮している。しかし文政期以降の小貫家知行所の変動が不明なため『郷村支配』と『小貫家』の『家政』中に分類した史料の間に多少の混乱があるかと思われるが、利用者の諒解を得たい。なお各解題中『』内ゴチック活字は大項目、『』内は中項目、「」内は小項目を示す。

### 『佐竹家』

藩主佐竹家に関する史料のほか、藩法を主とする法令等、藩政上の基本的記録類をここに収めた。

『藩侯』には藩主の「入部」、佐竹家の「法事」、藩主筆の写である「文芸」のほか、藩主の江戸参勤・京都上洛への小貫氏の供奉に関する史料を「参勤・上洛供奉」に配列した。殊に文久三年には佐竹義堯の上洛があり、これに供奉した小貫久之進(頼巖)の史料がある。なお上洛中の久之進の書状は、『小貫家』『書状』のうち「小貫書状」に配列してある。「系図」は佐竹四分家略系図と、引渡・廻座の系譜を記した「諸士伝系」〔二二〕がある。

『法令』は「触書」に配列した公儀触書一点以外は藩主よりの「仰渡・申渡」であり、儉約令を主とした諸種のものがある。「制規」に編纂された藩法類（写本）を収めた。このうち「刑罰式・同附録」は秋田県立秋田図書館にも所蔵され、同館本によって附録を除いて『秋田県史資料』近世編上に収録されている。同様に「当用式」も同館に所蔵され、同書に全文収録されている。

『記録』は「梅津政景日記」の抜書をはじめ、「国典類抄」（秋田県立秋田図書館所蔵、同館編刊行中）の抜書等を収めた。また「若殿様（修理大夫義宙公德雲院公也）御懷中為御用元禄五壬申年梅津半右衛門指上候寛書」（九三）、「宝永二酉年調ヲ以考検地之超本生米調」（一三七）、「下野御領分御高并肝煎名前帳」（二三七）はそれぞれ『秋田県史資料』近世編上に全文収録されている。

全部で二〇余点と多くはないが、本文書の特徴の一つをなすがここに分類した史料である。『鉱山支配』には文書・記録類を、『絵図』には藩内各鉱山絵図を収め、前者は史料内容別に、後者は鉱山ごとに小項目を立ててある。

小貫東馬（頼誠）が鉱山支配に関与するのは、院内銀山が天保九年から安政二、三年まで、畠銀山は天保九〇十年ごろ、阿仁銅山が安政二〇四年とみられる。その年代の史料が集中し、それ以前は写が多いからである。なお史料表題中「出銀」等銀の記載あるものはほぼ院内銀山史料とみられ、「銅山」の語は阿仁銅山を示している。

『鉱山支配』のうち「記録・日記」には「院内銀山記」三冊をはじめとする写本類があるが、「履尾巖秘録」（二六）は宝曆十四年の幕府の阿仁銅山および周辺一万石上知に対する藩の撤回運動の顛末を記したもので貴重である（なお国立国会図書館所蔵「秋田銅山之一件」との異同は未検討である）。「院内銀山諸日記」（三〇五）、「銅山色々日記」（三〇六）は小貫頼誠の院内銀山・阿仁銅山詰合中の日記である。「山法」は家康の山法五拾三ヶ条をはじめ、定書・申渡類である。「見分・検使」は藩主の院内銀山見分と役人の検使および後藤三右衛門の鉱山見分に関する文書である。「役人・山師」は山師・手代・金名子の交代・褒賞・合力などについての史料であるが、ほかに阿仁銅山の「銅山減少人別取調控」を付した。「願・書上」では文化十四年直山となって以来の院内銀山の模様を書上げた「御直山以来鋪内働方書上」がある。

「出銀勘定」「出銀人別」「吹分仕法」「入料」「差引勘定」「普請料」はここで最も纏った史料であり、「差引勘定」中の三、四点を除いて全て院内銀山の会計史料である。中でも天保四年以降の「院内銀山金銀御仕上御徳用仕訳帳」（口絵写真参照）などの「出銀勘定」の史料

がある。文化十四年山師成田新五郎の請山であった院内銀山を藩が直山とし、小沢銅山より荒川七五郎を支配人として直接経営を開始した。金名子出銀のほか、汰<sup>つ</sup>物方・仕屑方・薄物方などの出銀の合計である出銀高から金銀を吹分け、出金高と金銀吹分・上銀吹立減銀を引いた量が江戸上納高となり、幕府（銀座）買上代銭から仕入（経費）を差引いた徳用が藩財政に繰入れられる。前掲表「院内銀山出金銀高」は文化十四年直山以来嘉永元年までのものであるが、この期の出金銀高増大の技術的要素を示すのが、「吹分仕法」に配列した史料である。「先中川左兵衛勤中覚」〔五二〕によれば、佐渡から東北に來た中川左兵衛が文化九年秋田藩に召抱えられ、請山中の院内銀山で翌年から金銀吹分を開始した。この時一〇兩二人扶持を給され、直山後も変更なく勤めた。直山以前の紋銀高二六一貫目・出金七貫九〇〇目、益筋四一七〇貫文になったという。文政二年五月金銀吹分頭取となり一五兩三人扶持を給され、子孫永々召遣を許された。同五年七月紋附・袴と金三〇兩拝領、佐渡へ暇乞に往復し、翌六年四月死没した。文政二年八月悴定治が小見習に登用されたが、中川左平は彼が長じての名乗と推測される。かくして文化十四年から文政十年までの一一か年の徳用は三万四四七〇貫文に上った。「出銀人別」は金名子各人の出銀高記載がある。

「入料」「差引勘定」は労賃・鉛ほかの材料・飯料など経費の勘定差引史料である。「移出」は籠山（加護山）銀絞所（平銅・床銅から南蜜絞による銀析出）から能代へ下げた銅鉛数量を記した史料一点である。「公儀拝借」は阿仁銅山・院内銀山について藩から幕府への拝借金願に関する史料である。秋田藩は金銀の上納や廻銅があるため、宝曆以降幕府からの拝借金が屢々認められている。

『絵図』は大葛金山・阿仁銅山・八盛銀山・畠銀山・院内銀山の絵図であるが、年代の判明しているものは一点を除いて、いずれも小貫東馬の鉱山詰合中の時期に作成されたものである。この中「阿仁銅山」の八鋪の絵図は安政四年に写された砦通り絵図である〔三九四〕～〔四〇一〕。「院内銀山町絵図」〔四二二〕（口絵写真参照）は、十分一番所・表門から裏門に至る全町を、金方役所・台所を中心に金名子など全住居を寺社を含めて記録しており、院内銀山町絵図（本文書以外のものも含めて）の中では出色のものといえる。

### 『郷村支配』

秋田県立秋田図書館所蔵佐竹文庫等や『秋田県史』によっても近世後期の藩職制が不明であるので、小貫氏が勤めた役職も明らかでないが、小貫東馬が慶応三年正月郡奉行を仰せ付けられたことは明らかである。「支配処記事」の慶応三年のもの〔三一六〕（口絵写真参照）によると、支配所は南北山本・奥河辺となっているが、同じく同二年（五月）までのもの〔三一五〕は支配所が西街道

・街道筋・前北浦・奥北浦とあってこのほかの慶応二年の史料を含めて仙北郡の郡奉行を勤めていたことが判明する。また元治元年も仙北郡の郡奉行を勤めていることが判る。従って慶応元年も仙北郡奉行である可能性が強い。また安政六年ごろから郡奉行下役（代官か）を勤めた形跡もあり、恐らくこの時の支配所は平鹿郡東山と思われる。いずれにしてもこの時期の郷村支配に関する史料を『郷村支配』に配列した。

『郡方』は郡奉行ないし下役勤役中の史料であり、「支配所」以下一五の小項目に分類した。これらのうち「調達金・御用金」は、破綻に類した藩財政を取繕うため、領内の豪商農に賦課したもので、郡方としての支配所のそれである。「扶持米」は調達・用金に充てる僅かな褒賞として拝領したものである。「備米」は備荒貯蓄として町人や農民から供出させたものであるが、天保四年大飢饉後は百姓町人一〇才以下七〇才以上と言人廢疾を除いた全ての男女一人につき五升ずつを供出させ備米（五升備米・粃）としたもので、郡奉行がこれを担当した。「春農米」は種貸など助成拝借米である。「水利」は横手川分水堰に関するもの、「山林」は元治元年の平鹿郡草飼所入会争論史料であって郡奉行支配所と断定しえないが一応ここに配列した。「漁業」は河辺郡百三段新屋村の増網一件である。

『交通』は郡奉行史料ではないが、『郷村支配』の一連としてここに置いた。「難船一件」は安政四年旗本松永善之助蔵米を積んだ廻船のもので、小貫東馬が戸賀浦にて査検した史料三点である。

### 『財政』

量は少ないが、藩財政史料が若干ある。小貫氏が勘定奉行・財用奉行下役を勤めた形跡は明らかでないが、弘化三年以降安政合中の史料を『湊出入』、安政二〜三年の御作事史料の『作事』を『財政』に含めた。

『勘定方』は「意見書」「請払」「扶持米・給銀」「合力金米」「炭」に分類したが、「御勘定吟味役所以来書抜」(一三三)は嘉永二年までの役人・御用達町人等への同役所申渡書抜である。弘化三年から安政四年までの出納積または取調(一二二)(一二五)は「請払」に収めた。この中で御軍事方の請払は『軍事』ではなくここに配列した。「合力金米」の中には小貫東馬郡奉行就任合力金の史料もある(四七二)。城内・諸役所の焚炭は「炭」に収めてある。

『湊出入』では「湊出入役処詰合日記」(三三三)が注目される。土崎湊は能代とともに西廻海運で上方に結ばれる秋田藩の主要な港湾であ

小豆	外	その他	塩	操綿	木綿
石 6,803.58		石 石 石 石 粟29.73, 蕎麦3.54, 荳粒油733.965, 菜種673.515	俵 97,620	丸 7,019	反 68,341
1,366.935		麦652石46, 荳粕158,521貫700	60,896	11,129	119,708
1,791.715			55,498	6,829	71,560
988.185			70,056	7,047	89,285
31			111,080	9,622	83,056
3,301.48	糖 265.3	干鰯375,990貫900	80,051	7,780	72,735
2,690.85		干鰯360,752貫700	70,020	7,156	72,906
3,496.315		荳水油0石9	104,911	5,291	58,272
3,146.455		荳粕133,121貫000	63,858	10,799	67,673
4,194.525		干鰯214,776貫000	72,216	5,095	50,568
1,379.445			60,435	3,697	24,650
0		荳粒油333石975, 菜種527石415	92,127	959	1,706
2,066.4		荳水油48石635	81,924	2,246	16,473
2,580.46		麦237石12	56,700	1,921	34,783
1,027.95			90,263	1,103*	44,506
4,703.935		蕎麦243石81	80,936	2,741	2,976
694.65			59,874	2,125	14,623
1,584.945			89,310	5,091	19,349
3,347.925			99,440	7,856	13,437
3,789.14		粟15石805	86,760	9,368	41,362
7,653.805			61,009	8,394	52,345
4,695.005		荳粕123,160貫300, 干鰯91,286貫600, 荳水油1石95	127,621	18,031	53,840
2,628.76		麦15石96, 菜種497石26	110,311	8,850	59,448
4,059.425			65,454	13,655	58,389
878.37	新 103.32	粟1石1, 蕎麦35石4, 荳粒油1,267石78	59,741	7,164	51,604
4,561.535		麦275石605	88,154	8,342	31,032
4,882.155		荳粒油648石81	109,444	8,038	39,177
2,366.605		粟68石105, 荳粕145,816貫900	101,520	18,036	141,131
1,425.735		菜種944石405	69,717	8,860	133,155
3,616.89		干鰯141,831貫600	95,628	7,192	48,803
3,204.053			144,558	9,396	38,125
2,453.321		蕎麦133石813	78,381	10,438	44,025

調帳〔207〕ほかによる。太線より右は移入。\*他に3貫目あり。

土崎湊移出入品・出入役銀・入船数

年代	玄白米	外払米	出役銀	入役銀	入船高	大豆	外
	石	石	貫 匁	貫 匁	艘	石	
文政 6	161,156.558	37,316.72	1,212,588.98	252,650	752	5,755.195	
7	122,959.18	22,917.3	937,700	258,800	659	3,229.575	
8	83,380.19	9,018.0075	672,650	216,800	584	1,104.68	
9	58,472.33	3,992.51	531,980	230,200	516	1,935.575	
10	112,969.15	7,991.91	967,500	289,700	616	371.49	朽痛 76. 81 213. 54
11	76,290		335,300	231,100	582	2,158.12	
12	70,956.94		978,680	237,400	527	3,128.51	
天保元	120,527.15		1,250,300	281,600	661	3,152.15	
2	76,060.645		1,042,600	259,400	685	1,581.595	
3	53,494.995		550,600	211,700	560	303.53	
4	1,594.余		72,070	145,600	443	1,111.675	
5	71.705		17,590	113,700	792	0	
6	836.06		56,600	125,190	407	2,699.305	
7	9,483.92		565,100	159,900	373	619.705	
8	597.23		317,100	173,500	775	3,745.705	
9	1,211.506		238,200	166,200	399	8,003.765	
10	88.4		112,300	231,400	325	3,742.12	朽 23
11	3,060.545		71,600	167,300	520	0	
12	37,299.506		410,900	227,300	493	6,225.035	
13	94,494.795		777,900	202,700	690	6,950.16	
14	133,176.635				719	5,129.8	朽 47
弘化元	135,193.93		972,700	216,300	710	8,726.265	朽 3,729.7
2	94,260.007		1,361,800	307,300	582	5,552.2	
3	113,708.8		1,044,000	230,900	685	6,044.575	
4	75,449.7		917,800	206,600	613	3,979.095	新 467
嘉永元	72,322.05		1,039,500	227,900	627	9,162.1	
2	131,343		1,670,500	249,800	778	10,089.6	新1,405.87
3	164,472		3,175,200	389,790	902	6,225.855	
4	84,619.525		3,078,990	322,400	724	3,819.605	
5	94,188.5		1,173,500	240,200	718	7,038.02	
6	80,719.98		1,341,900	302,900	675	4,240.703	
安政元	85,827.88		1,700,600	253,400	619	5,678.173	

(注) 小貫家文書「文政六末年〆安政元寅年迄三拾貳ヶ年出入役銀沖出穀并入品塩操綿木綿取

り、湊出入役所は出入の穀物・商品を取調べ出入役銀を徴したが、これが藩の財政収入の重要な柱の一つとなっている。安政元年の沖出品は白米をはじめとする米や、大豆・小豆・粟・小麦・菜種・蕎麥・狛脊・干鰯・干鰯・荏粕であり、沖入品は塩・木綿・繰綿・篠巻・綿入・拾・単物・紙類・砂糖・蠟・鯨・鯨節・釧・鉄・晷表・鯉・鯉の子・保太急などである〔三六四〕。「文政六未年より安政元寅年迄三拾式ケ年出入役銀沖出穀并入品塩操綿木綿取調帳」〔二〇七〕は次の〔二〇八〕とともに、土崎湊出入役銀・沖出品（米ほか）・沖入品（塩ほか）・入船数を年次のに統計した史料で他に類例がなく、別表に掲げた。

『作事』は御作事所の安政二〜三年にわたる江戸屋敷敷の地震修復作事と思われる。

### 『軍事』

文久三年八月小貫頼誠は軍事方係を仰せ付けられた。これ以後の軍事方については「御軍事方品々日記」〔三二二〕に詳しい。『軍制』はこの軍事方係の慶応に至る軍器・軍政改革史料を収めた。なお「山本郡御支配御足輕名前書上控」〔四八〇〕は郡奉行としての史料であるが、内容上ここに分類した。

嘉永以後異国船が沿海を航行するに及んで藩は同四年以降男鹿半島や土崎等に海岸防備の兵を配備した。『海防』はこの関係史料である。安政二年三月幕府は秋田・仙台・津軽・南部の各藩に蝦夷地警備を命じ、ついで出兵を求め、同六年九月蝦夷地を分割して諸藩に与えた。秋田藩領分は増毛より紋別までの蝦夷地北部と利尻・礼文二島である。この間小貫頼誠は蝦夷地への出張はなかったが、文通を含む御用書留写〔三三五〕や「年々蝦夷地出張御人数」〔三六七〕など『蝦夷地』に配列した史料は秋田藩の蝦夷地警備を知る一史料となる。

### 『久保田藩』

戊辰戦争も終結し、明治二年六月版籍奉還が許され、旧藩主義堯が知藩事に任命された。同年十二月・同三年十月と国制に倣って藩政改革を実施し、四年七月廃藩置県を迎えた。この間の藩政に関する史料を『久保田藩』（四年一月秋田藩と改名）として分類し、『布達』『官制』を置いたが、それに前後する史料も加え、さらに幕末期から明治十年西南戦争に至る『風聞』をこれらの後に加えた。

『布達』は新政府・秋田県（四年以後）からのものである。『官制』は明治二年以降の藩制改革史料に秋田県庁職制を加えた。『風聞』は京都あるいは九州などからの報告を写したものであるが、戊辰戦争に当たっての「院内口探索報告書写」〔二六〇〕もある。

### 『小貫家』

ここには小貫家の私的文書を『家政』『日記』『書状』『写本・絵図』の順に配列した。

『家政』は「戸籍」「知行所」など一の小項目に分類したが、ほとんど全てが明治期の史料である。「知行所」のうち近世のものは平鹿郡住吉荒田目村からのもの二点である。他は知行所と推測される村の明治期史料である。また山本郡上岩川村の野帳書抜が明治二年のものであるが一点ある。「家計」に慶応二年の「御<sup>マツ</sup>至来物覚帳」〔三八六〕があるが、家来金子門右衛門が控えたものである。「売買」では本念寺より小貫東馬宛の「撞鐘堂永代売渡証文」もある。『家政』は総じて纏りのない史料といえる。

『日記』は天保十年から安政四年まで小貫頼誠日記、嘉永二年から明治三年の公私頭書日記などよく揃っており、文久三年・元治元年の「役前日記」も一括して『日記』に配列した。ほかに小貫久之進頼晟の日記が五冊ある。

『書状』は「小貫書状」と「小貫宛書状」に分けた。「小貫宛書状」は小貫東馬・亀松・金子門右衛門・小貫(名不明)宛の順に配列した。

『写本・絵図』は雑多なものであるが、「仙北道の記」〔二四〕、「阿山比川道之記」〔二五〕などの写本、「江戸城本丸御殿表之図」など五点の絵図である。







